

## 教育基本法「改正」問題の動向

井 深 雄 二

はじめに

第1章 教育基本法「改正」論の三つの形態

第2章 教育改革国民会議報告から中央教育審議会への諮問へ

第1節 教育改革国民会議報告と21世紀教育新生プラン

第2節 臨時教育審議会と教育改革国民会議

第3節 中央教育審議会への諮問

第3章 最近の教育基本法「改正」論の特徴

第1節 中央教育審議会諮問理由

第2節 最近の教育基本法「改正」論の特徴

1. 新しい教育基本法を求める会「新しい教育基本法「改正」論

2. PHP「新・教育基本法」検討プロジェクトの教育基本法「改正」論

おわりに

—教育基本法「改正」問題といかに向き合うか?—

【資料1】 教育改革国民会議最終報告(抄)

【資料2】 中央教育審議会「教育振興基本計画の策定と教育基本法の在り方について」  
諮問理由(抄)

【資料3】 新しい教育基本法を求める会「新しい教育基本法を求める要望書」

【資料4】 PHP新・教育基本法プロジェクト「新・教育基本法私案」

### はじめに

新学習指導要領(小・中)が全面実施に移される2002年4月を迎えて、文部科学省の教育方針は迷走の度合いを深めているように見える。2002年1月17日に出された「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」は、事実上「ゆとり」路線の転換と受け止められ、前後して伝えられた学校週五日制完全実施に際しての学習塾への協力依頼(自粛ではなく積極的関与)は、公教育解体の深刻さを改めて印象づけた。また、旧中教審以来の懸案であった教養教育に関する新中教審の答申(「新しい時代における教養教育の在り

方について」2002年2月22日)は、予想されたこととはいえ、21世紀に求められるべき教養に関する哲学を説得的に示すことはできず、型の教育とか基礎学力の重視とかの思いつきの提言を羅列するだけに終わっている。

しかしながら、このような迷走は、その底流を貫く新自由主義的教育改革の現象面における現れにすぎない。文部科学省の方針が迷走すればするほど、公教育が混乱すればするほど、一部の私学や学習塾の「確固」たる教育方針は輝きを増すことになる。そして、これこそが「努力の報われる競争社会」の実現を望む新自由主義者が求めるところの理想的な教育制度のあり様なのである。そ

の意味で、いま切実に問われていることは、国民大多数にとって価値ある公教育のあり方、換言すれば教育における市民的・生存権的公共性（新しい公共性＝新福祉国家型公共性）の成立可能性如何ということではないかと思われる<sup>1)</sup>。

本稿では、以上のような問題意識を念頭に置きながら、最近の教育基本法「改正」問題を考えてみたい。

## 第1章 教育基本法「改正」論の三つの形態

教育基本法の「改正」論議は、教育基本法を生み出した戦後教育改革の最中に早くもみられ、サンフランシスコ講和を前後して開始された戦後教育改革の見直しの過程で繰り返されてきた。この場合、「改正」論には三つの形態を区別することが可能である。

第一は、教育基本法とは別の教育理念を定めようとする「なし崩しの改正」論である。歴史的には、この形態が一番古く、教育勅語の最終処理が国会で行われた1948年に教育憲章制定論として現れ、翌年（1949年）には、吉田茂首相（当時）より教育勅語に代わる「教育宣言」の制定論として提示されている。その後の主な「なし崩しの改正」論には、天野貞祐文相（当時）の「国民実践要領」制定論（1951年）、中央教育審議会の「期待される人間像」（1966年）などを挙げることができる。

第二は、教育基本法の解釈を変更することで実質的な「改正」を図る「解釈改正」論である。憲法・教育基本法は、今日に至るまで条文の変更をみないが、その教育理念を具体化するために制定された戦後教育改革立法は、様々に改正又は廃止され、新規の教育立法も少なくない。その全てが「解釈改正」という訳では勿論ないが、例えば公選制の教育委員会制度を規定していた教育委員会法（1948年）が廃止されて、任命制を採る地方教育行政法（1956年）が制定された際、教育基本法第10条の直接責任の原理は「解釈改正」されたものということができる。また、臨時教育審議会は、

「教育基本法にのっとり」（臨時教育審議会設置法第1条）新たな教育理念の提示を試みたが、これは明示的な「解釈改正」の試みといえよう。

第三は、教育基本法の条文そのものを「改正」しようとする「明文改正」論である。その最初の本格的な試みは、第24回国会（1956年）に提出された臨時教育制度審議会設置法案（廃案）にみられる。そして、この度の「改正」論議が、まさに条文改正を巡って提起されているのである<sup>2)</sup>。

## 第2章 教育改革国民会議報告から中央教育審議会への諮問へ

### 第1節 教育改革国民会議報告と21世紀教育新生プラン

周知の通り、教育基本法「改正」が政府・文部省（当時）の政策課題として取りあげられるに至る直接の契機となったのは、教育基本法の見直しを提言した教育改革国民会議報告（2000年12月22日）であった。

教育改革国民会議は、奉仕活動の導入や基礎学力の充実などの提言に見られるように、この間の教育改革によって生じたきしみと国民の不安に一定程度配慮しつつ、復古的なナショナリズムと新自由主義的教育改革の一層の展開を促した点に一つの役割があった。しかし、その成り立ちからすれば、教育基本法「改正」を政治日程に登らせる先導役になることこそ本来の役割であったと思われる。すなわち、教育改革国民会議は、現代日本における教育改革の政策動向と共に、それとは相対的に区別されるところの憲法改正をめぐる政治動向との関連で評価する必要がある。かかる観点からすれば、教育改革国民会議報告は、1980年代以降の新自由主義的教育改革政策としては一つの新たな展開（段階）を示しているに過ぎないが、憲法「改正」とも結びついた教育基本法の「明文改正」の動向においては戦後史を画するものといえる。

さて、同会議の最終報告【資料1】では、教育

基本法制定時と較べて「社会状況は大きく変化した」ことを教育基本法見直しの主たる理由とし、見直しのための観点としては、①新しい時代を生きる日本人の育成、②伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと、③教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けること、の三点を挙げている。

この三つの観点は、中央教育審議会への諮問理由でも繰り返されたところなので、内容的な検討は後述することとする。

教育改革国民会議報告を受けて文部省（→文部科学省）は、2001年1月25日、その具体化を図るために「21世紀教育新生プラン」を作成し、その中で教育基本法「改正」問題について中央教育審議会に諮問することが明言された。すなわち、「文部科学省では、『最終報告』の提言を十分に踏まえた各般にわたる必要な取組を行うよう森内閣総理大臣から指示」を受けて教育改革のための具体的な施策や課題を取りまとめ、「新世紀の教育の基本理念を示すための教育基本法の見直しや教育振興基本計画の策定については、中央教育審議会に諮問し取組を進めること」としたのである。

## 第2節 臨時教育審議会と教育改革国民会議

ここで、教育改革と教育基本法「改正」問題をめぐる政治状況を仮説するために、1980年代半ばの臨時教育審議会と20世紀末の教育改革国民会議とを比較しておきたい。

両者は、共に教育改革の推進を目的として、文部省外に設置された教育関係審議会であった。すなわち、これらは共に、文部省（の政策立案能力）に対する一定の批判を内包していたものといえる。ところで前者は臨時教育審議会設置法に基づくところの法定の教育関係審議会であり、後者は内閣総理大臣の決裁による私的諮問機関（法定外諮問機関）であった<sup>3)</sup>。従って、教育関係審議会としての権威は、前者の方が格段に高いものであった。にもかかわらず、文部省（文部科学省）による教

育施策への具体化という点では、後者の方がスムーズに進んでいるように見える。何故であろうか。

思うに、臨時教育審議会は、「55年体制」下において確立された戦後教育体制の新自由主義的改革を目標として、その戦後教育体制を主導してきた文部省との一定の対決、換言すれば文部省主導の教育改革政策（1971年中教審改革）の転換を図ったものということができる。それ故、戦後教育体制を主導することでその存在意義を「実証」してきた文部省は、臨時教育審議会に対しては強く反発した。臨教審改革の半ばの挫折は、新自由主義的教育改革としての早熟性と共に、この文部省の反発（「文部官僚の逆襲」<sup>4)</sup>）による側面が大きいものと思われる。

ところが、臨教審改革の半ばの挫折は、同時に戦後教育体制の行き詰まりの露呈でもあり、1980年代末から1990年代の前半の時期を転機として、文部省は、戦後教育体制に対する自負と自信を喪失し、新自由主義的教育改革路線に「転向」することで専ら省益の確保に向かうこととなる<sup>5)</sup>。こうして、文部省の自立的な教育政策立案能力が著しく衰弱するという状況下で成立したのが教育改革国民会議なのではなかろうか。それ故、同会議の報告は、文部省（文部科学省）にとって、その具体化を演出することで同省の存在意義をアピールできる好個の素材なのである。

他面では、臨時教育審議会は、法定諮問機関であることによって、その活動は教育基本法に則ることが求められ、教育基本法の「解釈改正」を潜行させるに止められた。これに対して、教育改革国民会議は、内閣総理大臣の私的諮問機関であることによって、既存の制約は皆無とされ、教育基本法の「問題点」を「自由闊達」に論議して、その「明文改正」の必要を提言した。こうして、教育基本法に則って教育行政を行うべき文部科学省自体が、そのよるべき根拠である教育基本法の「改正」に取り組むという政治状況が生み出されたのである。

このように、政府・文部科学省と与党（自民党）が一体となって進める教育基本法「改正」は、一

見るところ強力な政治的推進体制が構築されてきているようではある。しかし、その国民的支持基盤は、臨教審の時期以上に狭隘化しているのではないかとも思われる。中曽根内閣との対比における小泉内閣の盛衰のテンポの早さがこれを裏付ける。

### 第3節 中央教育審議会への諮問

2001年11月26日、遠山敦子文部科学大臣より中央教育審議会に対し、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について」諮問が行われた。これは、「教育振興基本計画について」の諮問と同時に行われたもので、伝えられるところによれば、教育振興基本計画についての審議を先行させ、これを踏まえる形で一年後を目途に教育基本法の在り方を含めた答申をとりまとめられることが要請されたとのことである。この中教審への諮問が、教育改革国民会議報告及び「21世紀教育新生プラン」の流れの中で行われたことは言うまでもない。但し、教育改革国民会議報告並びに「21世紀教育新生プラン」は、教育基本法「改正」を政権の目玉の一つにしようとした森内閣の意向が強く働き、当時の町村信孝文部科学大臣は、教育基本法の改正案を示して中教審に諮問する意向を表明していたにもかかわらず、今回の諮問においては、改正案自体は示されなかった。このため、「聖域なき構造改革」をキャッチフレーズに経済・財政改革を優先させる小泉内閣の下で、教育基本法の「改正」論議は一時の熱気が冷めつつあるのではないかという憶測も伝えられている。しかし、歴代内閣が長期に渡ってよくなし得なかった憲法改正への着手を明言した小泉内閣の性格からして、今回の「改正」論議の帰趨が予断を許さないことは言うまでもない。

中央教育審議会は、2002年1月22日開催の第13回総会で、教育振興基本計画と教育基本法の見直しに関する専門的な調査研究を行うための「基本問題部会」の設置を決めた。そこで提案された部会委員は以下の通りである。

#### 【委員】

鳥居泰彦 部会長（会長、慶應義塾学事顧問）  
木村 孟 副部会長（副会長、大学評価・学位授与機構長）  
茂木友三郎（副会長、キッコーマン株式会社代表取締役社長）  
梶田叡一（京都ノートルダム女子大学長）  
國分正明（日本芸術文化振興会理事長）  
佐藤幸治（近畿大学法学部教授、京都大学名誉教授）  
高木 剛（ゼンセン同盟会長）  
永井多恵子（世田谷文化生活情報センター館長）  
中嶋嶺雄（アジア太平洋大学交流機構（UMAP）、国際事務総長、東京外国語大学名誉教授）  
森 隆夫（お茶の水女子大学名誉教授）  
山本恒夫（大学評価・学位授与機構評価研究部教授）

#### 【臨時委員】

石 弘光（一橋大学長）  
市川昭午（国立学校財務センター名誉教授、国立教育政策研究所名誉所員）  
黒田玲子（東京大学教授、総合科学技術会議議員）  
鶴田卓彦（株式会社日本経済新聞社代表取締役社長）  
西室泰三（株式会社東芝代表取締役会長）

委員（臨時委員を含む）の総数16名中3名（森隆夫、梶田叡一、黒田玲子）が教育改革国民会議の委員で、しかも、森隆夫委員は、同会議で教育基本法の見直し提言の原案作成を担当した第一部会主査であり、梶田叡一委員は、同じく第一部会で見直し提言を積極的に推進した人物である<sup>9)</sup>。ここにも、教育改革国民会議と中教審との連続性が看取される。なお、「基本問題部会」の議事録を見ると、以上の外に、横山英一委員（教職員共済生活協同組合顧問、元日教組委員長）も出席しているが、これはオブザーバーとして参加しているものと思われる。

## 第3章 最近の教育基本法「改正」論の特徴

### 第1節 中央教育審議会諮問理由

最初に、今回の教育基本法見直しに関する中央教育審議会への諮問理由【資料2】に対し、若干

のコメントを加えておきたい。

第一に、諮問理由では、まず、戦後の教育が教育基本法の下で進められてきたと述べた上で、制定当時とは社会が大きく変化したとし、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」を考えることの必要性を述べている。しかし、ここには、検証されるべき二つの問題が抜け落ちている。

一つは、今日の時点において教育基本法の理念はどこまで実現されているのか、またそのための政策的努力は如何に払われてきたのか、という点の検証である。実際のところは、サンフランシスコ講和後の国家教育政策は、日本の実情や社会の変化を理由にして、教育基本法の理念を放擲してきたのではなかったか。

いま一つは、その社会の変化なるものが、何か主権者の意思を越えた運命の如く措置されていることである。教育基本法が想定していたのは、日本国憲法の理想の実現に向けた社会の変化であった。それ故、戦後の社会の変化は、まずもって日本国憲法を評価軸に測定され、そのための政策的努力が検証されなければならない。

こうした検証を抜きにした上での時間の経過の強調は、単なる物理的時間量をもって古さと新しさを印象づけているに過ぎない。教育基本法は、その歴史的評価を前提にして、固有の尺度でその有効期間が論じられるべきである。

第二に、諮問理由では、「教育改革国民会議報告においては、これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など普遍の原理を大切にするとともに、『新しい時代を生きる日本人の育成』『伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展』『教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定』の三つの観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法を考へていくことが必要であると提言されている。」と述べ、その報告内容を、教育基本法の各条文に言及しつつ敷衍している。

しかし、ここには、人類普遍の原理と日本の伝統（その裏返しとしての時代・社会の変化）なるものを安易に並列的ないし相補的に扱うという見

過ぎせない問題点がある。教育基本法は、原理的には、教育勅語と厳しく断絶している。その要点の一つは、教育勅語が万邦無比とされた「国体」（日本の伝統）を人類普遍の原理にまでまつりあげていたことの反省たつて、人類普遍の原理それ自体を日本の国家社会の構成原理として承認したことにある。それ故、教育基本法が公教育の基本原則として承認し得る伝統は、人類普遍の原理が日本の国家社会において定着したものに限定されるとみるべきである。人類普遍の原理とは異なる日本の伝統なるもの、例えば天皇制などは、公教育の従って教育基本法の基本原則にはそぐわない。

このことは、時代や社会の変化に対応するための教育基本法改正という論点についても、同様である。今日の時代や社会の変化は、果たして憲法・教育基本法に示された人類普遍の原理に質的な変更を求めるような内容なのであろうか。むしろそれは、憲法・教育基本法で示された人類普遍の原理の今日的具體化こそを要請しているのではなかろうか。

第三に、諮問理由では、教育基本法第10条に関わらせて、教育振興基本計画に触れ、さらに前文の見直しについても言及している。その論点は具体性を欠くので、推測を含むことになるが、ここには、教育基本法の性格を憲法付属法から政策推進型基本法へ転換させようとする意向が働いているのではないかと思われる。中田康彦氏が指摘するところによれば<sup>7)</sup>、「基本法」の名称を伴う20前後の法律の中で、教育基本法には、形式的に見て際立った特徴がある。第一に、教育基本法は、現行の基本法の中で最古の基本法である。第二に、前文を持ち（他に観光基本法、高齢社会対策基本法、ものづくり基盤技術振興基本法、男女共同参画社会基本法）、全体の半分が基本理念を規定している。第三に、法制・財政措置に関する具体的な規定がない（他に原子力基本法）。第四に、基本計画がない（他に原子力基本法、観光基本法、中小企業基本法、消費者保護基本法）。第五に、審議会や組織整備に関する規定がない（他に科学技術基本法、ものづくり基盤技術振興基本法、循

環型社会形成推進基本法)。これは、教育基本法が憲法付属法であって、その他の基本法(原子力基本法を除く)が政策推進型基本法であることは対照的であることを示している。

今回、教育基本法の見直しは、教育振興基本計画の策定と抱き合わせて諮問され、教育振興基本計画策定の審議が優先されたことから、教育基本法「改正」に対する文部省の熱意に若干の疑問が持たれたが、教育基本法を政策推進型の基本法に改変しようとする意向が働いているものとする、それは極めて論理的な順序であるということが出来る。

## 第2節 最近の教育基本法「改正」論の特徴

既述の通り、中央教育審議会への諮問においては具体的な条文改正案は示されなかった。しかし、教育基本法「改正」を求める「民間」からの提言の中には、「改正」構想を具体的に示しているものがある。よく知られているのは、「新しい教育基本法を求める会」による「新しい教育基本法を求める要望書」<sup>9)</sup>(2000年9月1日)と、PHP「新・教育基本法検討プロジェクト」による「新・教育基本法私案」<sup>9)</sup>(2001年2月19日)である。そこで、これらの「改正」構想の検討を通して、最近の教育基本法「改正」論の特徴をみておきたい。

### 1. 「新しい教育基本法を求める会」の教育基本法「改正」論

「新しい教育基本法を求める会」(以下、「求める会」)は、教育改革国民会議より前に結成されていたもので、同会議が教育基本法の見直しに対しては慎重な姿勢を示した中間報告(2000年9月22日)に先んじて、「新しい教育基本法を求める要望書」を総理大臣・文部大臣・各国会議員宛に提出している。同会の役員は以下の通りである<sup>10)</sup>。

#### 【会長】

西澤潤一 (岩手県立大学長)

#### 【代表委員】

石井公一郎 (元東京都教育委員、元ブリジストンサイクル(株)社長)  
 石川忠雄 (前慶應義塾長)  
 稲葉興作 (日本商工会議所会頭)  
 飯島宗一 (日本の高等教育を考える会代表)  
 亀井正夫 (住友電気(株)相談役)  
 木村治美 (共立女子大学教授)  
 草柳大蔵 (作家)  
 坂本多加雄 (学習院大学教授)  
 末次一郎 (新樹会代表幹事)  
 千宗室 (裏千家家元)  
 西尾幹二 (電気通信大学教授)  
 長谷川三千代 (埼玉大学教授)  
 三浦朱門 (作家・元文化庁長官)  
 山本卓眞 (富士通(株)名誉会長)  
 渡部昇一 (上智大学教授)

#### 【事務局長】

高橋史郎 (明星大学教授)

見られるように財界と学術・文化界の著名人を連ねた同会の要望書は、教育改革国民会議の最終報告が、一転して教育基本法見直しの積極的提言に変わる際に、政界からの圧力とも相俟って、一定の影響を与えたものと思われる。ところで、子細に見ると、同会の中心には「新しい歴史教科書をつくる会」(以下、「つくる会」)のメンバーが座っている。すなわち、西尾幹二は「つくる会」の元会長(現名誉会長)であり、高橋史郎は同副会長、坂本多加雄は扶桑社発行『新しい歴史教科書』の執筆者の一人である<sup>11)</sup> 本会の要望書の基本的性格が予見されよう。

さて、要望書【資料3】の前書きでは、新しい教育基本法の必要性が次のように述べられている。

「終戦直後、GHQ(連合軍総司令部)の強い指導のもとにつくられた教基法のなかでは、『個人の尊厳』や『人格の完成』が高唱されていますが、『個人』『家庭』『集団』『地域社会』『国家』『世界』間の相関関係についての認識が疎かになっているため、公共に対する奉仕の精神が失われ、欲望放恣社会の醸成をみるに至りました。

また、教基法が帝国議会に上程される直前に、日本側の草案のなかにあった『伝統の尊重』と『宗教

的情操の涵養』が、GHQの手によって削除・変更されたため、伝統軽視の風潮が助長され、歴史のなかに培われてきた宗教的情操も衰退の一途をたどるようになりました。

私たちは、教基法がもたらした『負』の遺産を精算し、明るい未来を目指す教育の基礎固めをはかるため、有志を糾合して『新しい教育基本法を求める会』を結成致しました。」

このように、「求める会」の教育基本法「改正」論は、維持されるべき戦前の価値観が外圧(GHQ)によって断絶せしめられたとし、「教育基本法がもたらした『負』の遺産」の解消を求めるものである。而して同会の「改正」論は、教育勅語的・道徳の再興という復古主義と、教育基本法の自主的制定というナショナリズムの結合、一言でいえば復古的ナショナリズムを基調としている<sup>10)</sup>。こうして、「求める会」は、次の六項目を新しい教育基本法に盛り込むよう要望している。

- 一. 伝統の尊重と愛国心の育成
- 二. 家庭教育の重視
- 三. 宗教的情操の涵養と道徳教育の強化
- 四. 国家と地域社会への奉仕
- 五. 文明の危機に対処するための国際協力
- 六. 教育における行政責任の明確化

各項目について詳細な検討を加える余裕はないが、内容的には、甚だ陳腐な、しかしそれ故に根強く続けられてきた旧来型の教育基本法「改正」論ということができよう。

## 2. PHP「新・教育基本法」検討プロジェクトの教育基本法「改正」論

PHP「新・教育基本法」検討プロジェクトは、その教育の自由化論で臨教審答申に影響を与えたと見られる「世界を考える京都座会」の「教育改革を考える七つの提言」<sup>11)</sup>(1984年)の流れを汲み、教育改革国民会議中間報告で教育基本法改正が見送られそうになったことに危機感を懐いたPHP総合研究所の肝いりで、2000年10月に発足した。このプロジェクトのメンバーは以下の通りである。

- |      |                             |
|------|-----------------------------|
| 加藤 寛 | (主査, 千葉商科大学学長)              |
| 石井威望 | (東京大学名誉教授)                  |
| 渡部昇一 | (上智大学教授)                    |
| 屋山太郎 | (政治評論家)                     |
| 和田秀樹 | (精神科医)                      |
| 八木秀次 | (高崎経済大学助教授)                 |
| 江口克彦 | (PHP総合研究所代表取締役副社長)          |
| 秋山憲雄 | (事務局長, PHP総合研究所第二研究本部常務取締役) |

このプロジェクトメンバーの特徴は、端的には新自由主義者である加藤寛が主査に据えられている点に示されているが<sup>12)</sup>同時に「求める会」の代表委員である渡部昇一、同会の賛同者である屋山太郎、「つくる会」の理事である八木秀次も参加している点が注目される。こうして、このプロジェクトによる「新・教育基本法私案」【資料4】は、新自由主義と復古的ナショナリズムが相互補完的に結びつけられるという特徴を持つことになる。

「新・教育基本法私案」は、前文を含めて全ての条文の変更を求めるものであるが、同プロジェクトによる解説では、その改正の要点が11項目に渡って要約されている<sup>13)</sup>。これを見ると、「改正」の論点は、概ね新自由主義的教育改革と復古的ナショナリズムの教育の二つのカテゴリーに区分することができる。

まず、新自由主義的教育改革のカテゴリーに入れることができるのは、次の5点である。

- (1) 第3条(教育の機会均等)に関わって、「バウチャーを教育の需用者(親権者・子女)に支給することにより、学校選択の自由を拡大し、学校間の教育競争を促進する発想に立っている。」
- (2) 第6条(学校教育)1項に関わって、「一定の要件を満たし、かつ教育内容を公開することによって、誰もが自由に学校を設立することができる。」
- (3) 第6条2項に関わって、教員は「各学校の資格認定を受けられることになり、これにより、意欲と適性のある教員の採用が各学校ごとに可能となる。」
- (4) 第7条(社会教育)に関わって、「生涯学習

の立場から支援策を広げている。」

- (5) 第10条（教育行政）に関わって、「教育権が親権者と子女にあることを明確にし、校長に信託されることを明記。また教育行政の主体が、地域にあることを明示している。」

次に、復古的ナショナリズムのカテゴリーに区分することができるのは、次の6点である。

- (1) 前文に関わって、「基本法に『普遍性』『国民性』『時代性』の視点を織り込んでいる。『普遍性』の一つとして道義・道徳の項を明示し、『国民性』を形成するものとして、国際感覚を高めることと共に、民族の歴史・伝統や、国を愛する心の伝承を明記した。『時代性』については、来るべき社会を高度な知識社会、価値観の多様な社会、グローバル化が進んだ社会と位置づけ、それに適応する教育を目指している。」
- (2) 第1条（教育の目的）に関わって、「国の歴史・伝統・文化の正しい継承をベースに、潜在的に有する道徳的・知的能力を発揮させ、立派な日本人の育成を目的としている。」
- (3) 第2条（教育の方針）に関わって、「教育の目的を実現するために家庭の位置づけを明確にした。」
- (4) 第4条（義務教育）に関わって、「年限にこだわらない。しかし、一定水準の目標達成を親権者と生徒の双方に努力目標として課している。」
- (5) 第6条（学校教育）に関わって、「社会奉仕活動を「学校教育の一環として位置づけている。」
- (6) 第9条（宗教教育）に関わって、「特定の宗派のための宗教教育と宗派的活動を禁じているが、宗教一般の教育については禁じていない。」
- なお、同プロジェクトの「新・教育基本法私案」では、第5条（男女共学）は削除されて、現行法より条文数が一つ少なくなっている。

## おわりに

—教育基本法「改正」問題といかに向き合うか?—

これまで教育基本法「改正」が問題になる度に、教育基本法に対する国民の認識が深められ、教育勅語に替わる教育理念として教育基本法が理解さ

れるようになってきた。実際のところ、教育基本法が制定された当時は、戦後教育の指導理念として同法が評価されることはあまりなかった。というのは、それはあたり前の教育原則を述べているにすぎないと考えられたからである。しかし、教育基本法「改正」論は、このあたり前の教育原則、つまり人類普遍の教育原理を貫くことの重要性を国民が再認識・再評価するよう迫る。教育基本法の研究と学習の歴史は、こうした歩みであったと言えるように思われる。

ところで、今回の教育基本法「改正」論における新しい特徴は、教育の基本理念を見直すための視点の一つに「一人一人の能力・才能を伸ばし創造性をはぐくむという視点」を挙げ、次のように説明していることである。

「科学技術の進展や経済、社会のグローバル化が一層進展する新しい時代にあって、我が国が創造的で活力ある社会として発展していくためには、創造性や独創性に富んだ人材の育成がますます重要になっている。そのためにも、人は一人一人違っているということの価値を再確認して、一人一人が持っている能力・才能を伸ばしていくという視点から議論する必要があると考える。」（諮問理由）

「人間性の開発」は、教育基本法の制定に関する教育刷新委員会の建議（第一回建議、一九四六年一二月）に取り入れられた思想であり、制定法では「人格の完成」に置き換えられたとはいえ、教育基本法に内在している教育理念であるということができる。しかし、教育基本法が求める「人間性の開発」と今回の創造性開発論とを較べた場合、前者が「個人の価値」の尊重、すなわち人間を目的として遇することを前提にしているのに対し、後者が「人材育成」の必要、すなわち人間を経済・社会の手段として取り扱っている点に、大きな違いがある。そして、後者の場合には、「一人一人の能力・才能」は等しく尊重される訳ではなく、手段的価値を持つと判定された者の能力・才能のみが優遇されることになる。この点を、ジャーナリストの斉藤貴男は、三浦朱門・元教育課程審議会長の言葉として、次のように伝えている。



「できん者はできんままで結構。戦後50年、落ちこぼれの底辺を上げることは十分に注いできた労力を、できる者を限りなく伸ばすことに振り向ける。限りなくできない非才・無才には、せめて実直な精神だけを養っておいてもらいたい。」<sup>16)</sup>

このような「エリート教育」論に対し、憲法・教育基本法が全ての国民に義務教育として保障しているのは「普通教育」を受ける権利である。その意味で、今回の教育基本「改正」問題に対応すべき私たちが当面している課題の一つは、理論的には「普通教育」の思想を深めることであり、実践的には父母・住民の共感と支持が得られる「普通教育」を充実・発展させることである、と言えるのではなかろうか。

(注)

- 1) 教育の公共性については、拙書『現代日本の教育改革』（自治体研究社 2000年）の「第五章 教育の私事化と公共性の再建」において理論的な論点整理を行っているので参照されたい。
- 2) 戦後における教育基本法「改正」論については、成嶋隆「憲法・教育基本法改正論批判」（日本教育法学会編『講座 現代教育法1 教育法学の展開と21世紀の展望』三省堂 2001年）、拙稿「憲法・教育基本法の現代的意義」（坪井由実・井深雄二・大橋基博編『資料で読む教育と教育行政』勁草書房 2002年）、を参照。また、鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』（勁草書房 1998年）の「第二部 X 教育基本法改廃論」には、主要な教育基本法「改正」論が網羅されている。
- 3) 教育改革国民会議の法的性格については、浪本勝年「教育改革国民会議の正統性を問う」（『世界』第681号 2000年11月）参照。
- 4) 石山茂利夫『文部官僚の逆襲』講談社 1986年参照。
- 5) 1980年代末から1990年代にかけて、新自由主義的教育改革に対する文部省のスタンスが変化した見られる点については、渡辺治「支配層の二一世紀戦略と教育改革」（『教育』1997年9月）参照。
- 6) 梶田叡一の教育基本法見直し論については、梶田叡一「伝統継承に根差した未来創造を」（西澤潤一編『新教育基本法6つの提言』小学館文庫 2001年）参照。
- 7) 中田康彦「教育基本法『改正』をめぐる政策と論議の動向」（日本教育学会特別課題研究第6回全体研究会報告レジュメ 2002年1月26日）
- 8) 「新しい教育基本法を求める要望書」は、西尾幹二編著『「教育基本法見直し会議緊急報告」すべての18歳に「奉仕義務」を』（小学館文庫 2000年）に採録されている。また、前掲・西澤潤一編『新教育基本法6つの提言』は、同要望書を敷衍した論集で、同書にも要望書が収録されている。
- 9) 「新・教育基本法私案」は、新・教育基本法プロジェクト『教育は何を目指すべきか』PHP研究所 2001年）に収録されている。
- 10) 「新しい教育基本法を求める」会の役員及び賛同者240名の名簿は、前掲・西澤潤一編『新教育基本法6つの提言』に記載されている。
- 11) 「新しい教育基本法を求める会」、「新しい歴史教科書をつくる会」、及び後述するPHP「新・教育基本法プロジェクト」の人脈については、佐藤秀夫「教育基本法と『伝統』」（『教育学研究』第68巻第4号 2001年12月）を参照した。
- 12) 本稿では、最近の教育基本法「改正」論に顕著なナショナリズムを「復古的」と規定している。これに対して、最近のナショナリズムを「ネオ・ナショナリズム」と規定する見解（例えば、渡辺治『日本の大国化とネオ・ナショナリズム』桜井書店 2001年）があるので、復古的ナショナリズムとネオ・ナショナリズムの関係について、一言しておきたい。最近（1990年代以降）のナショナリズムを「55年体制」下のナショナリズムと対比させた場合、前者はネオ・ナショナリズムと規定されことになる。その特徴は、後者が第二次大戦における日本の敗戦と戦後の自由・民主主義的諸改革に対する反動としてのナショナリズムであったのに対し、

前者が社会経済のグローバル化と新自由主義的諸改革に対する反動として台頭してきた点にある。従って、二つのナショナリズムは歴史的内容を異にしている。しかしながら、これを教育基本法「改正」論として見ると、共に教育勅語の再評価に基づく道德教育（愛国心教育）の強化を主張する点で共通している。その意味で復古的ナショナリズムという規定は、二つのナショナリズムに共通するの形態的な特徴を表している。

- 13) 世界を考える京都座会『教育改革を考える七つの提言』PHP 1984年
- 14) 加藤寛の教育観については、加藤寛「教育基本法の改正からすべてが始まる」（前掲・新・教育基本法プロジェクト『教育は何を目指すべきか』）、加藤寛『教育改革論』（丸善株式会社 1996年）などを参照。
- 15) 前掲・新・教育基本法プロジェクト『教育は何を目指すべきか』pp.28-29
- 16) 斉藤貴男「普通の子、教育機会は？」『朝日新聞』2001年12月24日付

#### 〔付記〕

本稿は、2002年3月16日開催の愛知教育科学研究会（於：名古屋大学教育学部）で行った報告（原題「教育基本法『改正』問題といかに向き合うか？」）に加筆したものです。報告の機会を与えていただいた同会と、論文掲載をお認めいただいた名古屋大学大学院教育発達科学研究科教育行政学研究室に厚くお礼申し上げます。

#### 【資料1】教育改革国民会議最終報告（抄） 2000年12月22日

#### 6. 新しい時代にふさわしい教育基本法を

日本の教育は、戦後50年以上にわたって教育基本法のもとで進められてきた。この間、教育は著しく普及し、教育水準は向上し、我が国の社会・経済の発展に貢献してきた。しかしながら、教育基本法制定時と社会状況は大きく変化し、教育の

在り方そのものが問われていることも事実である。このような状況を踏まえ、私たちは、次代を託する子どもたちが、夢や志を持てるような新しい教育のあるべき姿について考え、具体的な対応策を提言してきた。それとあわせて、教育基本法についても、新しい時代の教育の基本像を示すものとなるよう率直に論議した。

これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに、情報技術、生命科学などの科学技術やグローバル化が一層進展する新しい時代を生きる日本人をいかに育成するかを考える必要がある。そして、そのような状況の中で、日本人としての自覚、アイデンティティーを持ちつつ人類に貢献するということから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。そして、その双方の視野から教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法を考えていくことが必要である。このような立場から、新しい時代にふさわしい教育基本法には、次の三つの観点が求められるであろう。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点

から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。

これら三つの観点は、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として重要なものであり、今後、教育基本法の見直しを議論する上において欠かすことのできないものであると考える。

新しい時代にふさわしい教育基本法については、教育改革国民会議のみならず、広範な国民的論議と合意形成が必要である。今後、国民的な論議が広がることを期待する。政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である。その際、教育基本法の改正の議論が国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない。

## 【資料2】中央教育審議会「教育振興基本計画の策定と教育基本法の在り方について（諮問理由）」（抄）

2001年11月26日

### Ⅱ 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

1 教育基本法は、教育の基本理念及び基本原則について定める法律として、昭和22年に公布・施行され、以来、我が国の教育は50年以上にわたって教育基本法の下で進められてきた。しかしながら、先に述べたように、制定当時とは社会が大きく変化しており、また、高校、大学進学率の著しい上昇や生涯学習社会への移行など教育の在り方も変容を遂げてきている。さらに、教育全般について様々な問題が生じており、21世紀を迎えた今日、将来に向かって、新しい時代の教育の基本像を明確に提示し、それを確実に実現していくこと

が求められている。

このため、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方を考え、その見直しに取り組み、教育の根本にさかのぼった改革を進めることが必要である。

2 教育改革国民会議の報告においては、これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など普遍の原理を大切にするとともに、「新しい時代を生きる日本人の育成」「伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」の三つの観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法を考えていくことが必要であると提言されている。

この提言を踏まえながら、時代状況の変化にかんがみ、教育基本法の在り方について、主に次の事項に関して検討する必要があると考える。

第一に、教育の基本理念についての検討である。

教育の基本理念として、教育基本法は、教育の目的（第1条）及び方針（第2条）を定めている。教育の目的として第一条は、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行うとし、国家、社会の形成者として有すべき徳目を例示している。また、教育の方針として第二条において、教育の目的を実現するため、教育を行うに当たっての心構え、配慮すべき基本的事項について定めている。

これについて、普遍的な理念は維持しつつ、次の視点などから検討する必要があると考える。

#### （一）時代や社会の変化に対応した教育という視点

教育は時代や社会の変化に応じていくものであり、不易と流行ということ考えたとき、特に、人々が身に付けるべき知識・技能、そして教育の手段など教育の具体的な内容、方法は時代の進展や社会の要請に応じて改善されるべきものである。今日、生涯学習社会の到来、国際化の進展や環境保全の重要性の高まりなど時代や社会の変化に対応した教育が求められているという視点から議論する必要があると考える。

(二) 一人一人の能力・才能を伸ばし創造性をはぐくむという視点

科学技術の進展や経済、社会のグローバル化が一層進展する新しい時代にあって、我が国が創造的で活力ある社会として発展していくためには、創造性や独創性に富んだ人材の育成がますます重要になっている。そのためにも、人は一人一人違っているということの価値を再確認して、一人一人が持っている能力・才能を伸ばしていくという視点から議論する必要があると考える。

(三) 伝統、文化の尊重など国家、社会の形成者として必要な資質の育成という視点

急速な社会状況の変化と豊かさの進展の中で、個人と社会との関係を改めて考え、これからの時代を担う子どもたちの社会性をはぐくみ、社会規範を尊重する精神を養い、人間性豊かな日本人を育成することが求められている。そして、国際化が進展する社会の中にあって、日本人としての自覚を持ちつつ人類に貢献するということから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。これらの点を踏まえながら、今日において、国家、社会の形成者として有すべき資質として、特に求められている点は何かという視点から議論する必要があると考える。

第二に、教育の基本原則についての検討である。

教育基本法は、教育の機会均等（第3条）、義務教育（第4条）、男女共学（第5条）を規定して、教育の普及を図っている。このうち特に、義務教育は近代国家における基本的な教育制度として憲法に基づき設けられている制度であるが、制度の在り方について、例えば、一人一人の能力の伸長を図るという視点、あるいは家庭の果たすべき役割と学校教育との関係といった視点から、議論する必要があると考える。また、男女共学規定について、制定時との時代や状況の変化を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指す観点から議論する必要があると考える

さらに、政治教育（第8条）と宗教教育（第9条）について、その在り方と限界について規定さ

れているが、宗教教育に関しても、憲法に規定する信教の自由や政教分離の原則に十分留意しながら、宗教的な情操をはぐくむという観点から議論する必要があると考える。

第三に、家庭、学校、地域社会の役割など教育を担うべき主体についての検討である。

教育の目的の実現のためには、家庭、学校、地域社会等の果たすべき役割を明確にし、それぞれがその役割を果たしつつ、互いに連携・協力して教育に取り組むことが重要である。特に、教育の原点は家庭にあり、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など基礎的な資質や能力を育成する場として、家庭が教育に対して果たすべき役割はとて大きなものがあると考えられる。

家庭教育や社会において行われる教育については、社会教育に関する規定（第7条）の中で触れられているが、家庭や地域社会等の教育に対する役割の重要性を十分踏まえ、その役割を明確にする観点から議論する必要があると考える。

また、学校教育に関する規定（第6条）として、学校の性格及び教員の身分について規定しているが、学校についても、その役割や教員の使命について明確にする観点から議論する必要があると考える。

第四に、教育行政（第10条）については、教育が不当な支配に服してはならないとの原則を維持しつつ、教育振興基本計画の在り方とともに、国、地方公共団体の責務について、その適切な役割分担を踏まえて、教育施策の総合的・計画的な推進が図られるよう、明確にする観点から検討する必要があると考える。

第五に、前文の取扱いについてである。教育基本法には、法制定の由来、趣旨を明らかにするための前文が付されている。前文についても、法律全体の在り方に即して検討を行う必要があると考える。

3 また、学校教育法や社会教育法など教育法令は、教育基本法に掲げた理念、原則に則（のつ）って定められていることから、教育基本法の見直しに伴うその他の法令の見直しの方向につい

でも、必要に応じて、議論が必要であると考える。

### 【資料3】新しい教育基本法を求める会 「新しい教育基本法を求める要望書」

#### 新しい教育基本法を求める要望書

教育基本法（以下教基法と呼ぶ）は、その名の通り、わが国の教育の大本を示す重要法規ですが、その誕生の背景と制定までの経緯のなかには日本にとって不本意な事情が少なからず存在しています。

終戦直後、GHQ（連合軍総司令部）の強い指導のもとにつくられた教基法のなかでは、「個人の尊厳」や「人格の完成」が高唱されていますが、「個人」「家庭」「集団」「地域社会」「国家」「世界」間の相関関係についての認識が疎かになっているため、公共に対する奉仕の精神が失われ、欲望放恣社会の醸成をみるに至りました。

また、教基法が帝国議会に上程される直前に、日本側の草案のなかにあった「伝統の尊重」と「宗教的情操の涵養」が、GHQの手によって削除・変更されたため、伝統軽視の風潮が助長され、歴史のなかに培われてきた宗教的情操も衰退の一途をたどるようになりました。

私たちは、教基法がもたらした「負」の遺産を精算し、明るい未来を目指す教育の基礎固めをはかるため、有志を糾合して「新しい教育基本法を求める会」を結成致しました。

本要望書は、総理大臣・文部大臣をはじめ国会議員各位に提出するものでありますが、それと並行して広く国民各層に、この趣旨を理解していただく運動を展開する所存です。

二十一世紀の日本の教育の基本を定める、新しい教育基本法のなかに盛り込んでいただきたい要点は、次の六項目です。

- 一. 伝統の尊重と愛国心の育成
- 二. 家庭教育の重視
- 三. 宗教的情操の涵養と道德教育の強化
- 四. 国家と地域社会への奉仕

五. 文明の危機に対処するための国際協力

六. 教育における行政責任の明確化

以下、それぞれの項目について説明します。

#### 一 伝統の尊重と愛国心の育成

古来、私たちの祖先は、皇室を国民統合の中心とする安定した社会基盤の上に、伝統尊重を縦軸とし、多様性包含を横軸とする独特の文化を開花させてきました。教育の第一歩は、先ずそうした先人の遺産を学ぶところから発しなければなりません。

伝統文化を学ぶうえで最も大切な学科は、「国語」と「歴史」ですが、現行教育は十分その役割を果たしていません。「国語」は、終戦直後の混乱のなかで強行された「国語改革」の後遺症により、児童・生徒を古典から遠ざける結果を招いています。また「歴史」の教科書は、その多くが偏った歴史観の持ち主によって書かれているため、日本の国柄や国民性についての正しい認識を与えないばかりか、それを貶め、祖先を軽蔑するような既述に少なからぬ紙面が割かれています。

自国文化に対する愛着の希薄化は、他国文化に対する理解度の低下につながるものであり、無用の摩擦をひきおこす要因にもなっています。

愛国心の育成は、既に現行の小・中学校用「学習指導要領」（国語編・社会編・道徳編）のなかに明記されているにもかかわらず、教基法のなかでは、制定当時の事情によって意図的に排除されたままになっています。

新しい教基法のなかに「伝統の尊重と愛国心の育成」を明記することにより、「学習指導要領」の更なる改善を促し、教科書内容の刷新、教育現場の活性化へと連動させることが望まれます。

#### 二 家庭教育の重視

家庭教育についての記述が不備なことも現行教基法の欠陥の一つです。

本来、家庭は愛情に満ちた憩いの場でなくてはなりません、それと同時に社会を支える価値を生み出すための「生産の場」としての意義を持つものです。従って家族の一人ひとりには相互の敬愛とともに、克己、奉仕の精神が要求されます。

家族は社会の基本的構成単位であり、家庭は自他の関係を学ぶ最初の学舎です。親または保護者は、子どもの成長段階に応じた躰を行い、社会、国家、世界の構成員として健全な成長をとげるよう、適切な教育を施さなければなりません。

私たち日本人は、家に対して格別の思いを抱いておりますが、それは遠い祖先から子々孫々へ伝わる生命の連続性と、家族間の絆を実感する生命の連帯性の意識と深く関わっているからです。家庭こそは、日本人にとって倫理の源泉にはほかなりません。

### 三 宗教的情操の涵養と道德教育の強化

太古から私たちの祖先は、森羅万象に宿る人智を越えた「大いなるもの」に対し畏敬の念を抱き、その加護によって生かされていることに感謝の祈りを捧げてきました。

しかしながら、現実の個人生活に最高の価値をおこうとする戦後教育のなかで、そうした目に見えない価値が見失われ、人心は不安に陥っています。

戦後における価値観の激変により親も教師も、子どもに人倫の基本を教える気力を大幅に喪失したため、規範意識の減退と礼儀・作法の乱れが広がり、遂には「学級崩壊」や少年非行の多発を見るにいたりました。

「道德」の授業は、多くの学校で事実上放棄されたままになっていますが、「宗教的情操」の教育を採り入れることによって新たな息吹を取り戻すことができるでしょう。

個人の生命をも超えた、大切なものがあるという意識のもとに祖先をが守り伝えてきた様々な徳目が教えられる学級運営を期待します。

### 四 国家と地域社会への奉仕

国家の安全を確保し、国民生活の向上をはかることは私たちが保有する不可侵の権利です。国家にはそれを実現する責務が課せられ、国民にはそれを成就するための努力が要求されます。国家・社会との関わりを無視して個人生活の充実に専念する人々が増えれば、公・私関係の調整に困難をきたし、ひいては国民経済の地盤沈下、諸外国

との強調関係の崩壊を招くことになりかねません。

普通教育（小・中・高校）の児童・生徒には、国家・社会に対する奉仕活動を通じ、共同体に属する自己の存在と使命を発見させることが望まれます。

### 五 文明の危機に対処するための国際協力

現代文明は危機にさらされており、このままで推移すれば地球環境の劣化は進むばかりです。「人類の生き残り」を全うするためには、科学・人文・芸術などの広い領域わたる英知が結集されねばなりません。同時にそれを支える普遍性ある哲学の構築も急がれています。

民族の誕生以来、一貫して自然との好ましい調和のなかに生き抜いてきた日本人は、いまこそ伝統的資質を発揮し、地球環境の改善に向かって主導的役割を果たさなければなりません。

教基法が制定された被占領時代に当然視されていた他者依存型国際協調とは、うって変わった自己責任完遂型の国際協調が、いま内外から待望されているのです。

### 六 教育における行政責任の明確化

国や都道府県が持つ教育行政に関する権能を上からの「不当な支配」とみなし、学校単位の自治を至高の地位におこうとする考え方は、昭和二十一年三月に来日した「アメリカ教育使節団」がGHQに提出した報告書のなかに記述されています。

同報告書の趣旨を体して制定された教基法には、国と都道府県のそれぞれがもつ教育行政の権能を明記されていないため、下部への行き過ぎた権限の委譲が、「民主化」の名を借りて進められました。

今日、普通教育（小・中・高校）に関する行政の重要部分が委任されている教育委員会は、二千二百余の市町村に細分化されているため、機能不全に陥っている事例が随所に見受けられます。

こうした無責任体制から脱却するためには、国のもつ権能と責任を明確化することに加えて、細分化され過ぎた教育委員会機能のうち重要なものを都道府県の教育委員会に集約させる施策が必要

です。

新しい教基法に右の趣旨が盛り込まれ、それに連動して教育関係の法規と慣行に改善が加えられれば、知事（教育委員の任命者）、都道府県議会議員（教育委員の任命に法的根拠を与える権能者）、都道府県教育委員会（それぞれ五名からなる合議的執行機関）の三者間の協力関係は、今までにない密接なものとなるでしょう。三者が議論を交わしながら担当地域の教育改革に取り組めば、長く標語にとどまっていた「教育の地方分権化」に新たな生命が吹きこまれ、「顔の見えない名誉職」といわれた教育委員には、改めて権能に応じた責任が問われることとなります。

総理大臣・文部大臣をはじめ、国会議員有志の方々が教育基本法の抜本的改正に熱意をもっておられると承っております。新しい教基法の制定に着手される際には、私たちが提示する六項目の趣旨をぜひとも採り入れていただくよう切望する次第です。

平成十二年九月一日

新しい教育基本法を求める会

会長

西澤 潤一（岩手県立大学長）

以下略

（出典：西澤潤一編『新教育基本法6つの提言』

小学館文庫 2001年 pp. 2-10）

#### 【資料4】PHP新・教育基本法検討プロジェクト「新・教育基本法私案」

新・教育基本法私案 [平一三・二・一九]

二十一世紀の日本社会は、一層知識が高度化し、技術が劇的に発展して、開かれた、自由で多様性に満ちた社会であろう。そこでは国と国、人との交流がますます盛んになり、相互の触れ合いがさらに重要となる。

そのような新しい社会における教育の基本は、まず、人間が偉大な存在であることを教えるとともに、個々人の持てる能力を引き出すことにある。

さらに、人類普遍の価値観と、不易の価値に基づいた道義・道徳を教えることである。これによって、個々の国民の豊かな情操と品性、また人間的、理性的な心が養われ、自他相愛の精神や自主・自律の精神が培われる。このことは人間の共同生活を営む上できわめて重要である。

もう一つの基本は、国民としてのあり方、正しい国民意識を育てることだ。即ち、国際的な常識や国際感覚を高めるとともに、民族の歴史や伝統、習慣に尊敬の念をもち、国を愛する心を教えることである。個々人が祖先の教えを吸収し、そこに新しい時代の創意工夫を加えて次代に伝えていく。この営みが連綿と続くことによって人間の英知が集まり、文化が発展し伝統が継承される。その意味で教育は国家・国民の発展の基盤であり、時代と時代をつなぐ架け橋でもある。

最後に、将来の知識社会、そして価値観の多様な社会において求められる教育とは、新しい社会に適応し、さらに進歩発展していく社会を支える基本的知識を教えることである。その上に立って、個々人が自由に自らの素質・才能を磨くことができ、それぞれの天分を十分生かせるような教育を実現しなければならない。

以上のような観点から21世紀の日本の教育を確立するため、この法律を制定する。

#### （教育の目的）

**第一条** 日本の教育の目的は、人間が潜在的に有する道徳的・知的能力を発揮させ、わが国の歴史・伝統・文化を正しく伝えることによって立派な日本人をつくることにある。

#### （教育目的の実現）

**第二条**① 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。とりわけ、基礎的なしつけ・人間としての教育の実践は主として家庭に委ねられる。

② 教育の目的を達成するためには、学問に対する興味を養い、実生活における自立の精神を伸ばし、互いの敬愛と協力によって、文化の継承と創造に貢献するように努めなければならない。

(教育の機会均等)

- 第三条① すべて国民は、等しく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、経済的などの理由により、教育上不当に差別されてはならない。
- ② 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難なものに対して、バウチャー制度(注)等奨学の方法を講ずることとする。

(教育の義務)

- 第四条① 国民は、その保護する子女に、一定の教育を受けさせ、その目標を達成させる義務を負う。子女もまた努力し、一定の教育水準に達しなければならない。
- ② 義務としての教育の目標は、日本国民が国民として今後の社会に対応できる基本的な公德心と知識・技能を身に付けることである。
- ③ 義務としての教育においても、授業料は、バウチャー制度による。

(学校教育)

- 第五条① 学校は、国又は地方公共団体のほか、一定の要件の認定と教育内容を公開することによって誰もが自由に設立できるものとする。
- ② 学校の教員は、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めることとする。
- ③ 学校の教員資格は、各学校が定める資格試験によって認定を受け、取得することができる。
- ④ 学校は、教育の一環として社会奉仕活動を推奨する。

(生涯学習)

- 第六条① 社会の急速な進展に鑑み、家庭・職場・その他社会のあらゆる場において生涯学習の機会を保障し、奨励するものとする。
- ② 国及び地方公共団体をはじめ、私的なさまざまな機関、団体においては時代の要請と新技術等に適応する図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用などの配慮によって、生涯学習の目的実現に努めるものとする。
- ③ この目的を達成するために、人的支援の便宜が図られなければならない。

(政治教育)

- 第七条① 良識ある国民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重することとする。
- ② 国及び地方公共団体の設置する学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

- 第八条① 宗教的情操の涵養及び宗教の社会生活における地位は、これを尊重する。
- ② 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗派のための宗教教育その他宗派的活動をしてはならない。

(教育行政)

- 第九条① 教育は、親権者及び子女から学校長に信託された教育権に基づくものであり、親権者及び子女に対し直接に責任を負って行われるべきものである。
- ② 教育行政は、国家から地方公共団体に委ねられたものであり、地方公共団体は教育の目標を遂行するに必要な諸条件を整備確立しなければならない。

(補則)

- 第十条① ここに掲げる諸条項を実施するためには、この法律に沿った法令が制定されなければならない。
- ② なお、この法律は公布の日から十五年をもって見直すものとする。

(注) 例えばアメリカの教育バウチャー制度は、州や地方公共団体が公立学校に出している助成金を、授業料バウチャーという形で親が受け取れるようにするものである。このバウチャーは学校教育のためだけに使用できる。この制度によって、子女が通う学校を決めるのは政府の官僚ではなく、親自身となる。親がよい学校と思うような人気のある学校の資金が増え、人気のない学校は存立できなくなる。また、私立学校を選ぶ親は、公立学校の財源となっている税金と私立の授業料という形での教育費を、二重払いせずすむ。

(出典：新・教育基本法プロジェクト『教育は何を目指すべきか』PHP 研究所 2001年 pp.16-21)